

稲城市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載する広告の取扱いに関する要綱

平成20年12月10日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が作成する稲城市ごみ・リサイクルカレンダー(以下「カレンダー」という。)に掲載する広告の取扱いを定めることで、自主財源を確保し、カレンダーの印刷経費に充てること及び市内事業者等の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象等)

第2条 広告が掲載できるものは、市が作成し、毎年度末に全世帯へ配布しているカレンダーとする。

(取扱い基準)

第3条 広告物が次に掲げるものに該当する場合、これを掲載することはできない。

- (1) 市の公共性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び風俗関連営業に該当するもの
- (3) 利息制限法(昭和29年法律第100号)の上限利息を超えた利息で金銭貸出を行っている事業者
- (4) 政治、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 不当及び違法な広告又は宣伝
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載にあたっては、市内に事業所を有する企業等を優先する。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、毎年度募集要項で定める。

(カレンダー配布期間及び配布部数)

第6条 カレンダーの配布期間は、当該年度の3月末日までに限る。

- 2 前項に規定するカレンダーの配布部数は、当該年度の全世帯数、転入世帯数、事業所数等の総合計数とする。

(広告掲載料金)

第7条 広告掲載料金(以下「料金」という。)については、毎年度募集要項で定める。

- 2 前項に規定する料金の納付は、掲載決定後、指定期日までに指定口座へ一括前納するものとする。

(広告の募集)

第8条 ホームページ及び募集要項にて、広告の掲載位置、広告の規格、料金、取扱基準等を提示し、広告掲載希望者を公募するものとする。ただし、広告掲載希望者が募集枠内に満たないために任意に案内する場合は、この限りではない。

(広告の申し込み)

第9条 広告を掲載しようとする者は、市が指定する広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告の原稿及び業務内容のわかるものを添付し、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、広告の掲載の適否を審査し、可否を決定する。また、広告申込者が募集枠を超える場合は抽選によって決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は広告掲載上支障があると判断した場合又は指定期日までに料金を納入しなかった場合には、当該広告の掲載を取消することができる。また、広告主の責任に帰する取消しにより広告の掲載ができなくなった場合には、市の損害を賠償するものとする。

2 前項の取消しに係る通知は、広告掲載取消通知書により通知するものとする。

(料金の還付)

第13条 料金納入後、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合に限り料金を還付する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年12月11日から施行する。